

市町村議会で議決した意見書等（令和4年6月分）

令和4年7月13日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	田野畑村	令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	R4.6.14	1
2	八幡平市	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書	R4.6.15	2
3	八幡平市	令和4年度のコメ政策における水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	R4.6.15	3
4	八幡平市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R4.6.15	4
5	二戸市	令和4年度のコメ政策に関する意見書	R4.6.20	5
6	北上市	教職員定数の改善を求める意見書	R4.6.24	6
7	滝沢市	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R4.6.24	7

市町村議会名	意見書の内容
<p>田野畑村</p>	<p><b>【議決年月日】</b> 令和4年6月14日</p> <p><b>【提出先】</b> 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣</p> <p><b>【件名】</b> 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書</p> <p>今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されております。</p> <p>特に、交付対象水田の扱いの大きな見直しについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできた中で、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながること等懸念の声が上がっております。</p> <p>また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いている中で、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱を来たしております。</p> <p>つきましては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、下記のとおり要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分に踏まえて進めること。</li> <li>2 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、土地利活用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。</li> <li>3 多年生作物（牧草）の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	<p>【議決年月日】令和4年6月15日</p> <p>【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件名】加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度創設を求める意見書</p> <p>加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されている。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器である。</p> <p>日本の難聴者率は、欧米諸国と大差は無いが、補聴器の使用率は欧米と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められている。しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたり概ね15～30万円であり、医療保険適用ではないため全額自己負担となる。そこで国においては、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴（両耳70デジベル以上。身体障害者手帳6級以上）に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助を行っているが、その対象者はわずかであり、約9割は自費で購入している。補聴器購入後も電池交換が必要になるなど、低所得高齢者の経済的な負担は非常に大きなものとなっている。</p> <p>日本においても、一部の自治体では高齢者への補聴器購入に対し補助を行っているが、補聴器が更に普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。</p> <p>よって、国は、こうした課題に対応するため、補装具制度の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	<p>【議決年月日】令和4年6月15日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣</p> <p>【件名】令和4年度のコメ政策における水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書</p> <p>今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されている。</p> <p>特に、交付対象水田の扱いの大きな見直しについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながる等懸念の声があがっている。</p> <p>また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いているなかで、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱をきたしている。</p> <p>つきましては、生産者が意欲を持って作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分にふまえて進めること。</li> <li>2 農地および集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合であっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。</li> <li>3 多年生作物（牧草）の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	<p>【議決年月日】令和4年6月15日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書</p> <p>2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるものの、小学校だけに留まることなく、中学校での35人学級の早期実施が必要である。</p> <p>岩手県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしている。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められている。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置しているが、その分の十分な人員は配置されていない。新型コロナウイルス感染症対策に伴う、新たな業務も教職員の多忙化に拍車をかけ、長時間労働の是正が進んでいない。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠である。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。</p> <p>国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。</li> <li>2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。</li> <li>3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。</li> <li>4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保したうえで義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
二戸市	<p>【議決年月日】令和4年6月20日</p> <p>【提出先】農林水産大臣</p> <p>【件名】令和4年度のコメ政策に関する意見書</p> <p>今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されております。</p> <p>特に、交付対象水田の扱いの大きな見直しについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながる等懸念の声があがっております。</p> <p>また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いているなかで、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱をきたしております。</p> <p>つきましては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、下記のとおり要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分にふまえて進めること。</li> <li>2 農地および集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合であっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。</li> <li>3 多年生作物（牧草）の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
北 上 市	<p>【議決年月日】令和4年6月24日</p> <p>【提出先】内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣</p> <p>【件名】教職員定数の改善を求める意見書</p> <p>平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画では、誰もが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成や教育政策推進のための基盤を整備すること等が求められており、当市においても、令和3年3月策定の北上市教育振興基本計画（2021～2030年度）にあるように、変化する社会を生き抜く「知・徳・体」の育成や、最適な教育環境の構築等に努めています。</p> <p>そのような中、教職員の勤務実態は大変深刻な状況となっており、多くの職場では慢性的な教職員の不足が学校運営に支障を来しているとの声が上がっています。</p> <p>当市でも加配による専科指導教員のほか、市独自予算で個別指導支援員が配置されていますが、いじめ・不登校・別室登校・貧困・複雑な家庭環境等、子どもたちを取り巻く問題は複雑化しており、よりきめ細やかな指導や対応が必要とされています。しかしながら、これらの問題に十分に対応できるだけの人員が配置されているとは言い難く、新型コロナウイルス感染症に伴う業務も教職員の多忙の一因になっており、長時間労働の是正は進んでいません。</p> <p>ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や少数職種の配置増等、根本的な教職員定数の改善が不可欠です。よって、子どもたちの教育環境改善のため、国及び政府関係機関に対し、令和5年度政府予算編成において計画的な教職員定数改善を推進するよう強く求めます。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
滝 沢 市	<p>【議決年月日】令和4年6月24日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件 名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書</p> <p>2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるものの、小学校だけに留まることなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。岩手県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておりません。新型コロナウイルス感染症対策にともなう新たな業務も教職員の多忙化に拍車をかけ、長時間労働の是正が進んでいません。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。</p> <p>一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。</li> <li>2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。</li> <li>3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。</li> <li>4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。</p>